

(ポイント)

- ネパール政府は18日、3月20日(金)午前0時から4月12日(日)午前0時までの間、新型コロナウイルス感染拡大の予防措置として、ヨーロッパ、西アジア、湾岸諸国、トルコ、マレーシア、韓国、日本からの直行便、経由地もしくは出発地とするフライトを利用する全ての乗客に対して、ネパールへの入国を禁止することを決定した。
- また、ネパール政府は、同様の措置として、ネパール国内での措置も決定し、上記を含め、以下の15項目についても決定した。
- 日本外務省は、ネパールを含め、これまでに感染症危険情報が発出されていなかった国に対して、レベル1の感染症危険情報を発出した。

在ネパール大使館の注意喚起(安全情報20-10)

ネパール政府の新型コロナウイルス感染拡大の予防措置(入国禁止措置等)について

- 1 ネパール政府は18日、3月20日(金)午前0時から4月12日(日)午前0時までの間、新型コロナウイルス感染拡大の予防措置として、ヨーロッパ、西アジア、湾岸諸国、トルコ、マレーシア、韓国および日本からの直行、経由もしくは出発地とするフライトを利用するネパール人を含む全ての乗客に対して、ネパールへの入国を禁止することを決定しました。
- 2 また、ネパール政府は、関連の措置として、ネパール国内での上記を含む以下の15項目の措置についても決定しました。
 - (1) 新型コロナウイルスの感染者に対応するため、ネパール政府は指定の公立病院、市立病院で治療できるよう整備を進める。
 - (2) 映画館、文化センター、スタジアム、ジム、ヘルスクラブ、博物館、スイミングプール、エンターテインメントスペース、ダンスバー、及びクラブは4月30日まで閉鎖する。
 - (3) 国民に対し、不要不急な外出を控えるよう要請し、寺院、モスク、修道院、その他の公共の場所で、25人以上が集まることを禁止する。
 - (4) (2)と(3)の実施においては中央政府、各州の責任者が管理、監督する。
 - (5) 公共交通機関では、シート数以上の人数を乗車させることを禁止し、国民は可能な限り大勢での外出を避ける。この実施はネパール警察が管理、監督する。
 - (6) 公共交通機関の管理者は、毎日運転前に車両の消毒を行うこととする。この実施はネパール交通局、ネパール警察が行う。
 - (7) 地方自治体および関係する自治体は、人々が集まる公共の場所の消毒を行う。
 - (8) 生活必需品を不要に買い占め、それを法外な値段で販売する者、及びそれに関

与する人々に対して、厳しい措置を取ることとする。

(9) ネパールに滞在する外国人がビザの有効期限が満了する前に延長申請した場合は、ネパール政府はその時点での措置に鑑み、ネパールでの滞在を延長せざるを得ないと判断される外国人に対してビザを延長する。本件においては、内務省と外務省で今後も調整する。

(10) 3月20日の深夜から4月12日の期間において、全てのヨーロッパ諸国、湾岸諸国を含む西アジア、イラン、トルコ、マレーシア、韓国、日本からネパールに来る人々、およびそれらの国を経由してネパール来る人々のネパールへの入国を禁止する。

(11) すべての航空会社は、乗客が政府の旅行注意勧告前に予約したチケットを本勧告を受けて変更あるいはキャンセルした場合には、乗客に対し、追加料金を請求することはせず、チケット代を全額返金することとする。

(12) 3月19日に行われる高校での試験SEE (Secondary Education Examination) は次の通知が来るまで延期とする。小学校、中学校、大学は4月中旬まで閉校する。

(13) ホテル、レストラン、ショッピングモールのオーナーは、消毒剤を手配の上、テーブル、椅子、壁、手すり、トイレの消毒を行う。また体温計を準備し、入館前に利用者の体温を検査する。

(14) 違法に隠されていた50万以上のマスクは、ネパール政府が保健・人口省と協力して販売する方向で調整する。

(15) 国民が新型コロナウイルスについて、誤った情報、若しくは誤解を招くような情報をソーシャルメディアから発信している場合は法律によって罰せられる。

3 3月18日、日本外務省は、ネパールを含め、これまでに感染症危険情報が発出されていなかった全ての国に対して、レベル1の感染症危険情報（十分注意して下さい。渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。）を発出しました。

4 つきましては、在留邦人、ネパール旅行中もしくはネパール訪問予定の皆様におかれては、ネパール政府のホームページや新型コロナウイルスに関する外務省海外安全ホームページ等をチェックするなど、引き続き最新情報の入手に努めてください。

ネパール政府は、感染予防のための措置を強化する方向にあり、制度が突然変更される可能性もありますので、十分注意して行動してください。

また、ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。

(1) アルコール系手指消毒薬または石鹸と流水による手洗いを頻繁に行う。目、鼻、口などに触れる前に手洗いをする。

(2) 咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、手洗いを行う。

(3) 混雑した場所、密閉空間を避ける、他人と会う場合は、1m以上の距離をとる。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○ネパール保健・人口省 (Health Emergency Operation Center)

https://heoc.mohp.gov.np/update-on-novel-corona-virus-2019_ncov/

○ネパール入国管理局

<http://www.nepalimmigration.gov.np/>

○在ネパール日本国大使館

https://www.np.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

5 この病気に関する詳細については、

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○世界保健機構 (WHO) ホームページ

<https://www.who.int/>

をご参照ください。

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡ください。

※ このメールの配信を希望されない方は、大使館までご連絡ください。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時(休館日や夜間など)には、上記電話から緊急電話対応者に転送されます。

(了)